1 同和問題

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
1	学校教育の取組	○すべての学校において、人権・同	〇人権・同和教育の授業での取組み	〇人権・同和教育の授業実施	〇全ての学校で実施され、人権・同和教育の基本となる取組	学校教育課
		和教育を基底に据えた教育活動を			みとして、子供たちの人権意識の向上につながっている。	
		推進するとともに、進路保障の取	〇人権・同和教育研修会の実施	〇人権・同和教育研修会の実施	〇指導者として、個々の人権感覚を磨く大切な機会となって	
		組を推進します。	全教職員対象	全教職員対象	いる。	
		〇各種研修会によって教職員の人権	主任等研修	主任等研修		
		意識を高めるとともに、同和問題				
		に対する正しい理解と認識を深				
		め、差別をなくす実践力を培いま				
		す。				
2	社会教育の取組	○各公民館単位で設置している地区	〇益田市地区人権・同和教育推進協議会での啓発活動	〇地区住民への研修会や講演会等の啓発活動は全 20 地区にて実施、	〇地域や学校と連携して実施する様々な人権課題の啓発活動	人権センター
		人権・同和教育推進協議会におい	の実施	また、協議会委員等へは4回の研修を行い、延164人が受講	を引続き支援し、差別のない住みよいまちづくりにつなげ	
		て、差別のない明るく住みよい平			る、また、協議会委員等の研修も継続し、地域リーダーの	
		和な地域の実現をめざし、人権・			養成に努めたい。	
		同和問題研修を積極的に実施し、				
		地域住民の人権意識の向上に努め				
		ます。				
3	啓発・広報活動	〇人権センターを核とし、社会教育	〇人権・同和教育講演会の実施	〇様々な課題の解決に向けた講演会を年間 10 回開催し、延 1,800 人	○講演会の実施により、正しい知識の習得や人権意識の高揚	人権センター
	の推進	団体・石西地域人権を考える企業		が受講しました。	につながる。また、企業等との連携により、差別やハラス	
		等連絡協議会・NPO 法人等と連携			メントのない職場づくりの機運醸成につながる。	
		し、各種講演会、イベント等を企	〇石西地域人権を考える企業等連絡協議会等と連携し	〇石西地域人権を考える企業等連絡協議会やNPO法人多文化共生	〇人企連活動の周知や理解の一層の広がりのため、直接の声	
		画し啓発・広報活動に努めます。	た啓発活動を実施	人権文化LASと連携し、研修会を4回開催し、延約 500 人が受	かけやグッズ配布等の街頭アピール活動の実施を継続して	
				講。また、人権週間の活動として、人企連等の会員と市内3会場	いく。	
				で街頭活動を実施し、多くの市民にアピール		
4	人権センター事	〇人権センターは、地域住民のニー	〇生活総合相談や各種相談会の実施	〇住環境や高齢者等に関する内容の生活総合相談が65件、地域巡回	〇法改正やニーズの変化に対応する研修内容が実施できたこ	人権センター
	業の充実	ズを把握し、その生活課題に応じ	〇相談担当者ネットワーク会議の開催	による相談が 66 件。相談内容によって、各相談機関に引継ぎまし	とは一定の評価が得られる。さらに、ネットワーク会議を	
		て、各種相談事業、地域福祉事業		た。また、相談担当者ネットワーク会議をとおして、各相談担当	とおして様々な機関と情報共有ができ、引続きネットワー	
		や人権課題の解決のための啓発事		者の課題解決のためのスキルアップを図りました。専門家による	クの強化を図っていきたい。	
		業、交流促進事業を総合的に実施		相談についても毎月実施し、相談体制の充実に取組みました。		
		します。				

2 女性

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
1	人権尊重の	〇女性の人権を尊重し、意識を高めるた	〇男女共同参画に関する講座等の開催	〇講演会の実施	○講演について「具体的、大変良かった」、「女性と男性がカ	人権センター
	意識づくり	めの研修会を実施します。		日時:11 月 30 日、場所:人権センター	を合わせて地域の事の課題に取組んでいくことが大切であ	
		〇男女平等、男女相互理解についての教		演題:「地域コミュニティを変えるチカラ~もっと心地よい地域づ	ることが理解できた」などの感想をいただいた。また、理	

		育を進めます。		くりに女性の視点を活かすには~」	解度について受講者の 95%が理解できたとの評価でした。	
		〇性別による固定的な役割分担意識の		講師:静岡大学 人文社会科学部長 日詰一幸氏	講演内容について役に立ったかの問いに対して役に立つが	
		見直しなど、男女共同参画に関する理		受講者: 118 人	91%の評価でした。今後も様々な機会を通じて、男女の人	
		解を深めるための取組を行います。	〇男女共同参画週間等でのパネル展示や男女共同参画	〇男女共同参画週間でのパネル展示の実施	権意識を高めるための取組みを継続します。	
			通信の発行など	場所:人権センター、期間:6月12日~7月3日		
				内容:男女共同参画参画社会基本法、ワーク・ライフ・バランス		
				〇男女共同参画通信の新規発行や全号の掲示による啓発		
2	女性に対す	〇暴力は、重大な人権侵害であり尊厳を	〇市内中学校を対象としたデートDV防止出前講座の	〇市内中学校 6 校を対象に出前講座を実施	〇実施後のアンケート結果から男子生徒、女子生徒ともにデ	人権センター
	るあらゆる	傷つけることを認識し、理解を深める	実施	講師:デートDV防止ますだ	一トDVに対する十分な理解が得られている。併せて、お	
	暴力根絶の	ために講演会や研修会を開催します。		受講者:市内6中学校、約300人	互いの違いや立場を尊重し合うことの大切さを学び取り、	
	取組	○啓発パンフレットや広報等による啓	〇「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動へ	〇「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加	対等な人間関係を築くことができる人権教育としても有意	
		発を実施するとともに、デートDV防	の参加やパンフレット等の配布	日時:11月20日10:30~、場所:イオン益田店	義である。しかし、出前講座の実施について、講師2人の	
		止等の未然防止教育を進めます。		〇人権センター、各総合支所、市民学習センター等への啓発パンフ	みによる継続に無理があり、次年度以降、実施方法につい	
		○相談しやすい体制づくりに努め、相談		レットの設置	て検討を要する。	
		者への適切な支援を実施するととも	〇益田圏域 女性に対する暴力対策関係機関連絡会へ	〇益田圏域 女性に対する暴力対策関係機関連絡会に参加し、市内外		
		に、庁内外関係機関との連携強化を図	の参加	関係機関の取組状況についての質疑や意見交換を実施し、情報共		
		ります。		有が図れました。		
3	働きやすい	○事業者に対し、職場における男女の機	○関係機関からのパンフレットなどを企業や事業所に	〇関係機関からのパンフレットなどを企業や事業所への配布を実	〇引き続き関係機関と連携して情報提供を行い、働きやすい	産業支援セン
	職場づくり	会均等と待遇の確保、育児・介護休業	配布		職場づくりへの働きかけを行っていきたい。	ター
		制度等について適切な措置が取られ	O企業等が構成する会の集会等において、育児休業制	○企業等が構成する会の集会等に、関係機関を招集して情報を提供		
		るよう関係機関と連携して情報提供	度等の情報提供を実施	し、協力を依頼した。		
		を図り、就労条件の向上を促します。				
		○セクハラやマタハラの防止など働き				
		やすい職場環境の整備を推進します。				
		〇仕事と家庭・自分自身のための時間と				
		の調和が保たれ、多様な働き方が選択				
		できるようにワーク・ライフ・バラン				
		スの実現に向けた取組を推進します。				

3 子ども

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
1	社会みんな	○家庭、地域、学校等それぞれが役割を	〇乳幼児健診の実施	○乳幼児健診の実施	○乳幼児健診の実施	子育て支援課
	で子育ての	果たしながら連携・協力し、子どもた	発達段階に応じた健診を実施し、発達状況の確認や	未受診者への声かけや家庭状況把握など、保育所や幼稚園と連携	健診受診率 100%をめざすとともに、受診困難な場合には	子育てあんしん
	よろこびを	ちの発達段階に応じた健やかな成長	子育て相談を行う。	し子どもの発達状況の確認を行った。	保育所等との連携や家庭訪問等、様々な機会を捉えて子ど	相談室
	分かち合う	を支えられるよう保健、医療及び教育		· 健診受診率 (平成 29 年 12 月 31 日現在)	もの発達状況等の確認を行う必要がある。	
	取組	体制の構築を図ります。		乳児:100%、1.6歳:93.4%、2歳:95.0%、3歳:92.7%		
		〇仕事と子育ての両立ができる職場環	〇発達クリニック(にじいろ相談室)の実施	〇発達クリニック(にじいろ相談室)の実施	〇発達クリニック(にじいろ相談室)の実施	
		境の確立をめざし、企業等に対する啓	発達支援を必要とする就学前児童に対し、専門医師	・実施回数 12回 (平成30年1月31日現在)	発達相談件数が増加しており、どの様にフォローしていく	
		発活動を推進します。	等による相談を実施し、支援方法について方向付け	※12回/年 → 15回/年に実施回数増の予定	かを検討していく必要がある。	
			を行う。			

2	子どもの権利条約などの理解促進	〇学校をはじめ、地域等で子どもの権利 条約などの内容が広く理解されるよ う教育・啓発を進めます。		○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の推進 ・宣言企業登録数 11 社 (平成30年1月31日現在) ・周知方法:広報、個別訪問・通知、企業連絡会議等への参加等 ○「子どもの権利に関する条約」啓発資料を、各小中学校で、小学校3年生、中学校1年生に直接配布し、児童生徒の発達段階に応じた活用について周知した。	○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の推進 多くの企業に子育て応援宣言していただけるよう、企業・ 団体等に対し、制度の目的・内容等を引き続き周知してい く必要がある。 ○各校で、啓発資料の説明を意図的、計画的に学級活動等で 取扱い、活用した。 ○保護者や地域と共に啓発資料を課題にする機会を持つよう に働きかけていくことに努めていきたい。	学校教育課
3	要保護児童等への返すを支援	○要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。 ○虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、乳幼児や児童の虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。	○関係機関との連携による支援 支援が必要な児童は、要保護児童対策地域協議会で 関係機関による個別支援検討会議を開催し、情報共 有を行うとともに、支援方針を決定し、役割分担を しながら連携して支援を行う。 ○リスクのある家庭への早期支援 平成 28 年度から母子保健業務が子育てあんしん相 談室と一緒になったことにより、更に連携を図ることができるようになった。引き続き室内会議、母子 保健担当者によるスタッフ会を開催し、支援及び相 談体制の充実を図る。 ○虐待防止に関する啓発 11 月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防	 ○関係機関との連携による支援 ・要保護児童対策地域協議会の実施状況(H29.12.31 現在) 管理ケース:83 ケース 代表者会 1回 実務者会議 4回 個別支援検討会議 44回 ケース会議 27回 〇リスクのある家庭への早期支援 母子手帳交付以降、電話連絡や来庁面談、家庭訪問等を行うことにより状況を確認し適切な支援に繋ぐことができた。 ・乳児家庭全戸訪問(H29.12.20 現在) 対象者数:246人、訪問実人数:242人、訪問率:98.4% ○虐待防止に関する啓発 ポスター掲示やチラシの配布、市広報に記事掲載を行い、児童虐 	 ○関係機関との連携による支援 虐待をはじめ、支援が必要な児童の相談が増加する中で保 健、医療、福祉、教育など、様々な機関と連携し、早期に 適切な対応ができるよう体制整備を図るとともに、積極的 に研修会に参加し職員のスキルアップ向上に努める必要が ある。 ○リスクのある家庭への早期支援 リスクのある家庭への支援を早期に行うため、妊娠期から 切れ目なく母子保健担当者や関係機関と連携・情報共有し 支援に繋げる必要がある。 ○虐待防止に関する啓発 引き続き児童虐待防止に関する意識啓発に努めたい。 	子育て支援課子育であんしん相談室
⑤	然防止・早期 発見に向け た取組	 ○益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめ防止、いじめ早期発見及びいじめへの対処に取り組んでいきます。 ○体罰は重大な人権侵害であることを教職員一人一人が認識し人権意識を高めるとともに、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めます。 	庭、地域と連携したいじめの未然防止、早期発見を図る。 ○アンケート調査や教育相談を実施 ○電話相談窓口の周知 ○学校訪問の実施 ○アンケートQ・Uの分析、把握	待防止に関する啓発を実施した。 〇益田市いじめ防止基本方針の周知(小中校長会、地区振興センター長会、民生児童委員協議会) 〇アンケート調査(アンケートQ・U等)や教育相談の実施 〇電話相談窓口の周知 〇教育長及び教育部長による全小中学校の訪問実施 〇アンケートQ・Uの分析、把握、指導 〇文書により、教育長名で全小中学校に通知 〇子どもの人権侵害根絶に向けての校内体制状況についてアンケートを実施	 ○各学校においては、教育活動全体を通じて人権意識を高め、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない。」ことの理解を促すよう取組を進めることができた。 ○地域をあげて、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を効果的に進めるよう周知を図ることができた。 ○学校訪問等を通して、校長及び教職員と連携を取り、各学校の課題等について、常に学校と情報を共有し、必要に応じて、速やかに指導、助言又は、援助を行うよう努めた。 	
6	子どもの貧困に対する支援	〇子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、保健、医療、福祉、教育など子どもに関わる機関が子どもの貧困に対する視点をもち、早期発見・早期支援に取り組みます。	に委託して実施する。市、社会福祉協議会、ハローワークの3者で、毎月調整会議を開催する。 〇ハローワークと連携を図りながら、生活保護を受給しているひとり親の就労支援を実施する。	トを実施 〇生活困窮者自立支援事業の調整会議開催回数:12回 〇ハローワークと連携を図りながら、生活保護を受給しているひとり親の就労支援を随時実施した。	○生活困窮者自立支援事業のパンフレットを公民館等に設置し、また、告知端末で放送しているが、市民へ制度の周知が不十分である。○民生児童委員からの相談だけでなく、他課からの相談もあり、連携を図っていく必要がある。	福祉総務課

		〇子どもの貧困の背景には、保護者等の			
		複合的な課題があることも認識し、子			
		どもへの支援と同様に保護者等への			
		支援に取り組みます。			
7	情報モラル	〇インターネットとの正しい関わり方	〇益田市情報モラル指導事例集の活用	〇小学校から中学校まで全児童生徒に年間3回程度「益田市情報モ	〇益田市情報モラル指導事例集では、学年ごとの指導案によ 学校教育課 ジ 校教育課
	教育の推進	を教えるとともに、氾濫する情報の中		ラル指導事例集等」を使った授業を行うよう指導	って構成されており、学校での活用が容易になっている。
		から正しい情報を主体的に判断し活			〇情報機器やソフトは、目覚ましい速さで進歩しており、指
		用できる能力の育成や向上に努めま			導内容が遅れないよう対処する必要がある。
		す。			

4 高齢者

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
1	安否確認の	〇要援護者に対し、地域住民、地区社協、	〇日常生活において不安があり、常に見守りを必要と	〇設置台数 H29.4月末:679台→H29.12月末:703台(24台增)	〇H24に現在の業者へ委託を開始して以降、利用者数が	高齢者福祉課
	体制整備	自治会等と連携・協力しながら、声か	する高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与する。	H30.2.6: 大雪にて、委託業者から匹見地区利用者 82 名へ安否確	H 29. 12 月末までに 30%増加した。高齢者数の増加、独居	
		けや見守りなどを行います。		認を行う。	世帯、高齢者のみの世帯の増加にともない、必要性は高い	
		〇それぞれの高齢者に適した安否確認	○緊急通報装置の利用者からの相談・通報等に対し、	〇H29.12月 救急車要請:8件	と考える。事業の周知を強化することが課題である。	
		の方法を地域の方や関係機関と共に、	協力員の協力を得て、24 時間体制での対応を図る。	相談:100 件		
		検討していきます。		委託業者からの安否確認:672 件		
2	相談体制の	〇地域包括支援センターでは、高齢者の	〇高齢者及びその家族、関係機関等からの相談に対応	〇相談実績:約1,200件(平成29年12月末現在)	〇相談対応や講義依頼等を通じて地域包括支援センターの周	高齢者福祉課
	充実	暮らしを地域でサポートするため、保	します。		知・啓発を図ることができた。	包括支援セン
		健師、社会福祉士、主任介護支援専門	○関係会議への参加、講演依頼等の積極的受理、住民	〇福祉養成科のある高等学校、民生委員協議会、民間企業、市民団	〇受理した相談のなかには、家族内において課題が複合化・	ター
		員の 3 職種を配置し、チームアプロー	や関係機関への様々な説明会を活用して、地域包括	体、職能団体、介護サービス提供事業所などに職員を講師派遣	複雑化しているものも多く、高齢者分野だけでなく関係他	
		チによって専門的に対応します。	支援センターの周知に努めます。		分野との連携が必要な事例が増えてきたため、それらに対	
		〇民生委員・児童委員と連携し、必要な	〇民生児童委員や関係機関等との連携による支援・ネ	〇個々の相談において、必要時に民生委員をはじめとする福祉関係	応しているネットワークづくりが必要である。	
		サービスの情報提供や適切な機関へ	ットワークの構築を図っていきます。	者や関係機関との連携により対応		
		の紹介等の支援をします。				
3	生きがい活	○高齢者の健康といきがいづくりのた	○益田市社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロ	〇サロン事業	〇サロン事業	福祉総務課
	動への支援	め、高齢者やボランティア等が協働し	ン」や、他のサロン等との交流事業の実施	・新規サロン 5 か所、継続 76 か所の合計 81 か所	・サロンの立ち上げがない地区に対し積極的に働きかけ、	
		て企画・運営しているサロンを支援し		・社会福祉協議会職員が年間を通じてサロンを訪問し、活動状況	サロン設置数の増を図りたい。	
		ます。		の見学、運営上の課題等の相談、福祉出前講座を実施	・サロン会員や世話人の高齢化により運営が難しくなって	
		〇高齢者自らが行う社会奉仕活動、友愛			いるサロンや課題等を抱えているサロンを中心に、引き	
		活動や健康づくり活動を総合的に支			続き課題解決策等を一緒に考えていく。	
		援します。	○家に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等に	〇西部・東部・中央部でのスポーツ芸能大会を実施	〇西部・東部・中央部のブロックを中心に、地域での活動を	高齢者福祉課
			対し、生きがいと潤いのある生活及び心身の自立の	軽スポーツ大会(グランドゴルフや健康ウォーク等)を実施	継続的に実施できている。	
			確保を図ることを目的とする事業を委託している。			
4	介護予防事	〇高齢者が健康や介護予防に関心を持	〇今年度より開始する「介護予防・日常生活支援総合	〇事業者説明会を開催し、「現行相当サービス」に加え「A 型サービ	〇「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始により、介護	高齢者福祉課
	業の推進	ち、生活習慣病や認知症等の予防に取	事業」において、「介護予防・生活支援サービス事	ス」を開始する。また「B型サービス」など住民主体によるサービ	予防に関する取り組みやサービスの構築に着手することが	
		り組み、住み慣れた地域で健やかに生	業」は訪問型サービス・通所型サービスともに「現	スの構築のため、人口拡大課との連携により地域自治組織等との	できた。	
		活できるように推進します。	行相当サービス」のみからの開始とし、「多様なサ	意見交換を開始	〇高齢者の「自立 (支援)」の在り方について、ケアマネジャ	
		〇地域特性に応じた介護予防基盤整備	ービス」については段階的に開始していきます。		ーやサービス提供事業所、また地域住民との共通理解が必	

Г	T	T			
	のため、地域組織や団体と連携し、地	〇健康増進課や社会福祉協議会と連携し、地域のいき	〇市内 25 箇所のいきいきサロン等の住民主体の通いの場で「いきい	要であり、今後それらを共有していくような取組みを推進	
	域主体の介護予防を推進します。	いきサロン等の住民主体の通いの場において「いき	き百歳体操」を実施。また、平成 29 年 11 月 11 日に「介護予防並	する必要がある。	
	〇要介護認定者の方に対して、生活機能	いき百歳体操」をツールとした介護予防プログラム	びにふれあいいきいきサロン交流会」を開催		
	の維持向上のための目標、プラン、サ	を導入するとともに、その担い手等の養成を目的と			
	ービス提供を行うとともに、定期的に	した研修会を実施します。			
	評価、見直しを図ります。	〇自立支援を目指した介護予防支援及び介護予防ケ	〇「地域ケア個別会議(今年度は国のモデル事業)」を 10 月から開		
		アマネジメントの実施に当たり、ケアマネジャーの	始した(毎月 1 回開催)。また、「自立支援」をテーマした研修会		
		自立支援型ケアマネジメントを支援することを目	を、ケアマネジャーやサービス提供事業所等の専門職を対象に開		
		的とする「地域ケア個別会議(今年度は国のモデル	催		
		事業)」に取組みます。			
⑤ 認知症への	○認知症高齢者やその家族を温かく見	○認知症サポーター養成講座と認知症キャラバンメ	○認知症サポーター養成講座を 12 回開催し、217 名を養成した。ま	○認知症サポーターの養成も順調に行えており、第 6 期介護	高齢者福祉課
理解と支援	守る環境を整えるため認知症への理	イト交流会を通じて、地域における認知症の理解を	た、認知症キャラバンメイト交流会を開催し、キャラバンメイト	保険事業計画の目標値を達成することができた。	包括支援セン
体制の整備	解や、認知症高齢者やその家族への理	推進していきます。	同士の意見交換を通じて、講師としての資質向上を図った。	○認知症初期集中支援チームの活動実績の分析を行い、効果	ター
	解を深める研修会等を開催します。			的な充実が行える体制整備を行い、早期対応の中核に位置	
	〇冠婚葬祭や介護疲れなどで介護がで	〇認知症高齢者家族やすらぎ支援サービス等を通じ	○認知症高齢者家族やすらぎ支援サービスの利用実績はないが、個	付けることができた。	
	きないときの介護者支援の充実を図	て、介護者支援を行います。	別の事例の状況に応じた介護者支援を実施	○認知症ケアパスを充実させる必要がある。	
	ります。			〇早期発見や認知症の進行予防のため、健診部門など健康づ	
	〇認知症高齢者やその家族からの相談	○認知症ケアパスや認知症初期集中支援チームの充	○認知症初期集中支援チームが対応した事例を集計・分析し、傾向	くり部門との連携を強化し、取り組みを推進していく必要	
	に応じ、適切な医療・介護サービスが	実を図ることで適切な医療・介護サービスが利用で	と課題を共有した。	がある。	
	受けられるよう関係機関の調整を行	きる体制を整備していきます。			
	います。		〇年3回の開催(11月・1月・3月)において、認知症初期集中支援		
	〇地域の実情に応じて認知症高齢者や	○認知症対応ケア会議を年4回開催し、早期発見・早	チームにおける実践の分析をもとに早期発見・早期対応のための		
	その家族を支えるネットワークづく	期対応のための仕組みやネットワークづくりにつ	仕組みづくりを検討した。また、第 7 期介護保険事業計画に位置		
	りを行います。	いて検討していきます。	付ける内容の確認を行った。		
⑥ 高齢者の権	〇高齢者虐待対応ケア会議を開催し、支	〇年4回の高齢者虐待対応ケア会議において、事例に	〇年4回(5月・10月・11月・2月)に高齢者虐待対応ケア会議を	〇「養護者による虐待」、「養介護施設従事者による虐待」の	高齢者福祉課
利擁護に関	援の方向性を明確にし、より専門的な	対する支援の在り方を多職種で検討し、被虐待者・	開催し、今年度受理した事例及び以前からの継続事例の対応方法	対応を行ったが、コア会議の頻回な開催と高齢者虐待対応	包括支援セン
する取組	支援に繋げていきます。	養護者双方の支援の充実を図ります。	について検討	ケア会議における専門職からの助言をもとに効果的な対応	ター
	〇高齢者の権利擁護について、周知・啓	〇高齢者虐待防止を目的とした市民向けの研修会を	〇市民向けの研修会を開催	を行うことができた。	
	発、個人の理解を深めるために参加者	開催します。		〇成年後見制度の利用促進のため、申立て等個別の相談対応	
	に応じた研修会を開催します。	〇成年後見制度が必要な高齢者やその家族の状況に	〇成年後見制度の申立てについて、市長申立て:8件、親族申立て支	を丁寧に行った。	
	〇成年後見制度の利用促進のために申	応じて、市長申立てや親族の申立て支援を行い、成	援:2件に対応	〇虐待の有無の判断や事実確認の実施が困難な事例があり、	
	立て支援や、低所得者に対する成年後	年後見制度の利用の普及に努めます。		迅速な協議を行うことができる体制の構築が必要	
	見人等の報酬の助成を行います。	〇市民後見人養成事業の委託先である社会福祉協議	〇市民後見人の養成のため、市民後見養成事業運営委員会を年 4 回	〇成年後見制度の更なる推進のため、成年後見制度利用促進	
	〇地域福祉の担い手として、高齢者の	会と連携し、専門職だけでなく市民の目線での成年	開催した。また、市民後見人の養成をテーマとした研修会を開催	法に基づく成年後見制度利用促進計画の立案に着手する必	
	様々な権利を地域から支えることが	後見人等の活動が推進されるよう、研修会を開催		要がある。	
			1	ı	
	期待される市民後見人の活動を推進	し、さらなる周知を図っていきます。			

7	消費者被害	〇高齢者をはじめ地域住民に対して、消	〇消費生活に関する講演会等の実施	〇消費者セミナーを開催	○講演会や街頭アピール等の啓発活動を実施。高齢者の消費	人権センター
	等の未然防	費者問題等の理解を深め、消費者被害		日時:2月8日、場所:人権センター	トラブル等の相談は複雑かつ多様化しているので、被害の	
	止の取組	等の未然防止につなげるための啓発		演題:「民事裁判の観点から見る消費者問題への対策	防止には早期発見のための見守りが重要	
		活動を行います。		~架空請求事例をもとに~」		
		〇消費生活センターへの相談に対して、		講師:弁護士 丸亀日出和氏		
		関係機関と連携し相談者の支援に努	〇消費者相談の実施	〇消費者被害防止アピール活動		
		めます。		日時:5月20日、場所:ゆめタウン益田店 みどりの広場		
				〇老人クラブ等と連携した消費者被害防止アピール		
				日時:3月中旬、場所:ショッピングセンター キヌヤ		

5 障がいのある人

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
1	バリアフリ	○障がいのある人の基本的人権の尊重	〇 益田市障がい者自立支援協議会差別解消法啓発部	〇益田市余芸大会にて啓発	〇益田市余芸大会で寸劇という形で啓発活動を実施すること	障がい者福祉課
	一社会の実	を基本とし、障がいのある人に対する	会を中心に障がい者差別解消法の啓発について協	・益田市障がい者自立支援協議会差別解消法啓発部会が啓発寸劇	により、より分かりやすく広く障害者差別解消法を周知す	
	現	あらゆる「バリア」を解消し、誰もが	議し、啓発活動を実施する。	で出演した。	ることができた。	
		安全で安心して暮らせる地域をめざ	〇広報、ケーブルテレビ等にて障がいに関する啓発を	・来場者に啓発ちらしを配布	○今後も継続して広く障がいに対する理解を深めるための取	
		します。	進める。	〇ケーブルテレビで「あいサポート運動」「ヘルプマーク」等の周知、	組みをしていく必要がある。	
		〇市民一人一人が障がいおよび障がい		啓発を実施		
		のある人に対する理解と認識を深め	〇市営原浜住宅 4・5 号棟において、住戸内の床の段	○市営原浜住宅 4 号棟において、住戸内の床の段差解消 4 戸及び手	○益田市住宅基本計画及び市営住宅長寿命化計画に基づき住	建築課
		ソーシャルインクルージョンを推進	差解消 10 戸及び手摺設置(玄関・トイレ)28 戸を	摺設置(玄関・トイレ)4 戸を実施	 宅改修や建て替えを実施しているが、交付金配分の減額等	
		し、共に生きる社会の実現をめざしま	予定		 により計画通り進んでいない。次年度以降も引き続き実施	
		す 。			 していく。また高齢化が進んでおり、周囲の維持管理が難	
					しくなってきている住宅がある。	
2	地域生活の	○障がいのある人が自らの選択により、	〇市及び市内相談支援事業所(5 事業所)で毎月相談	〇事業計画どおり毎月相談支援会議を実施	〇相談支援会議は情報共有、課題共有の場として有効であり、	障がい者福祉課
	支援体制の	住み慣れた地域で適切なサービスを	支援会議を開催。細やかなサービス提供ができるよ		継続して会議を実施する。	
	充実	受けられる体制と入所施設から地域	う情報共有を図る。			
		生活への移行が促進される体制の整				
		備を図ります。				
		〇個々の障がいに対応したニーズを的				
		確に把握し適切に対応するため、保				
		健・医療・福祉等関係機関が連携を図				
		ります。				

(3)	自立と社会	○時がいのちてしが その能力を見土阻	 ○障がい者就労支援事業所説明会を実施	○障がい者就労支援事業所説明会を実施	○障がい者就労支援事業所説明会を実施することで事業所の	障がい者福祉課
						降がい名価低味
	参加の促進	に発揮し、より充実した社会生活を営	日時:平成 29 年 11 月 25 日 (土) 13:30~	日時:11月25日(土)13:30~	周知や関係機関との連携体制を強化することができた。	
		むことができるように、教育、福祉、	場所:市民学習センター多目的ホール(予定)	場所:市民学習センター多目的ホール	今後も益田市自立支援協議会就労社会参加支援部会と協	
		医療、労働等の各分野の連携を強化し	内容:・各事業所説明	内容:・各事業所説明	力し課題検討、協議し取組を進める。	
		ながら、総合的かつ継続的な支援を推	・個別相談会及び各事業所展示ブース見学	・個別相談会及び各事業所展示ブース見学		
		進します。		来場者数:59 名		
		○障がいのある人が、社会のあらゆる活	○障がい者スポーツ大会開催に協力し、大会への参加	〇島根県及び益田市障がい者スポーツ大会の開催に協力		
		動に参加し、地域において生きがいを	促進を図る。			
		持って生活ができるよう、地域におけ				
		る助け合い、支え合いのシステムの構				
		築を推進します。				
4	障がいのあ	〇障害者虐待防止法に基づき設置した	〇虐待相談窓口、24 時間対応相談専用電話を市障がい	〇虐待相談窓口、24 時間対応相談専用電話を市障がい者福祉課内に	〇引き続き相談窓口の設置および支援を実施する。	障がい者福祉課
	る人の権利	虐待相談窓口において、虐待を受けた	者福祉課内に設置し、支援を実施します。	設置し、相談に応じ支援や対応を実施	○虐待や権利擁護についての啓発や研修等、理解を深める取	
	擁護の取組	障がいのある人と擁護者への支援を			り組みをしていく必要がある。	
		行います。				
		○障がいのある人への虐待や権利擁護				
		について、市民に対して意識啓発を図				
		るとともに、理解を深めるための取組				
		を行います。				

6 外国人

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
1	差別意識解	〇外国人に対する偏見や差別意識を解	〇啓発チラシ・ポスター等の設置	〇人権センター、各総合支所、市民学習センター等へのポスターや	〇外国人労働者の転入が増加傾向にあり、日常においても接	人権センター
	消のための	消するため、学校、地域、職場など様々		チラシを設置	する機会が多くなっているので、偏見や差別意識の解消は	
	教育・啓発の	な場面で教育・啓発を推進します。			ますます重要になっている。	
	推進	〇益田市在日外国人学校教育基本方針	○広島朝鮮初中高級学校との交流(高津中、匹見中)	○広島朝鮮初中高級学校との交流	○交流を通じて、結果として、体験的に人権意識が高まった。	学校教育課
		を基盤とした教育活動を展開し、人	〇社会科授業での啓発	〇中学校社会の教科の中で記述があり、学習を通じて指導を行って		
		権・同和教育の充実を図ります。		いる。		
2	多文化共生	〇日本語がわからずに生活に課題があ	〇在住外国人を対象にした日本語学級の開催	〇毎週日曜日に日本語学級を開催(12 月末現在)	○各個人により日本語のレベルが違い、年齢層にも幅がある	人権センター
	社会づくり	るまま地域に居住している外国人の		開催日数:31日	が、クラス分けをして丁寧な学習指導をしていただいてい	
	の推進	方々を対象に、日常的な会話や読み書		実受講者数:14 人(うち新規受講者1人)	る。日本語を学ぶだけでなく、受講者同士また指導者との	
		きを習得する機会として日本語学級		延受講者数:268 人	交流の場としても有意義である。	
		を開催し支援を行います。		指導者:日本語ボランティアグループ ともがき		
		〇市民を対象として異文化に触れる機				
		会を提供し、多文化理解のための講座				
		を実施します。				
3	外国にルー	〇日本語サポーターを配置して、対象生	〇日本語のできない児童・生徒に対する日本語支援員	〇必要な学校への日本語支援員の配置	〇日本語力を上げることで、学校生活や日常生活の不便を少	学校教育課
	ツをもつ児	徒の実態に応じて、授業の中で日本語	の配置		しずつ解消した。	
	童生徒への	の支援を行います。			〇支援員の必要度が児童・生徒により、異なっており、十分	
	支援				な配置時間の確保に努める必要がある。	

4	外国人のた	〇在住外国人からの相談に対し適切な	○外国人サポーターの配置	〇在住外国人からの相談に対応するための外国人サポーターを配置	〇外国人地域サポーターを配置したことで、相談等を適切に	人権センター
	めの相談体	支援を行い、相談体制の充実を図りま		し、相談体制の充実を図る。	行えるようになった。日本語学級と連携しながら相談対応	
	制の充実	す。			ができている。	
		〇行政書士による「外国人に関する無料	〇行政書士による「外国人に関する無料法律相談」の	〇要望者なし		
		法律相談」を紹介します。	実施			

7 HIV感染者・ハンセン病回復者等

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
1	啓発活動及び講	〇人権センター等や学校で開催する	○講演会の実施	〇NPO法人多文化共生と人権文化LASと連携した講演会を実施	○講演会について、「在日朝鮮人とハンセン病の関係について	人権センター
	演等の開催	講演会及び研修会において、HI		日時:8月2日13:30~ 場所:人権センター	初めて知りました。」「ハンセン病になった人や、その他の	
		V感染者及びハンセン病について		演題:「ハンセン病問題と在日朝鮮人~日本のハンセン病史と療養	病気の人、在日の人などが、安心して暮らせる社会になっ	
		正しい理解が得られるよう啓発活		所の在日外国人について~」	てほしいと思います。まずは正しい知識を身につけておく	
		動をします。		講師:国立ハンセン病資料館学芸員 金貴粉氏	ことが大切だと思います。」等の感想をいただいたことか	
				受講者: 214 人	ら、内容を検討しながら、継続して実施していく。	

8 北朝鮮当局による拉致問題等

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
1	啓発・広報の推	〇国、県と連携・協力して、情報の	〇啓発チラシの配布や情報提供を実施	〇人権センター、各総合支所、市民学習センター等にチラシやパン	〇正しい理解が得られるよう、引続き啓発・広報活動等を行	人権センター
	進	共有を図り、拉致問題その他北朝		フレット、ポスターを掲示。また、12 月 10 日から 16 日の間の「北	っていく。	
		鮮当局による人権侵害問題につい		朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせ、告知端末による啓発放送		
		て関心と認識を深める啓発・広報		を実施		
		などに取り組みます。				
2	学校教育の取組	〇児童生徒の発達段階等に応じて、	○学校への周知啓発	〇映像を通じた拉致問題活用を各小中学校に周知、依頼	〇十分な指導ができているかの検証が必要である	学校教育課
		拉致問題等に対する理解を深める				
		ための取組を推進します。				

9 犯罪被害者等

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
1	意識啓発の推進	〇社会全体で犯罪被害者等を支援し	〇啓発チラシの配布や情報提供を実施	〇人権センター、各総合支所、市民学習センター等にチラシやパン	〇正しい理解が得られるよう、必要に応じて関係機関と連携	人権センター
		ていくという気運を醸成し、犯罪		フレット、ポスターを掲示	を図りながら啓発等を行っていく。	
		被害者等の人権について正しい理				
		解と認識を深める啓発に取り組み				
		ます。				
2	関係機関との連	〇国、県、警察等と連携を図りなが	〇行政機関等相談担当者ネットワーク会議開催による	〇相談実績なし	〇一定の会議開催ができている。継続する。	人権センター
	携	ら、被害者に対する支援を行いま	相談体制の充実			
		す。				

10 インターネットによる人権侵害

具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
① 意識啓発の推進	O情報化社会がもたらす影響につい	〇啓発チラシの配布や情報提供を実施	〇人権センター、各総合支所、市民学習センター等にチラシやパン	〇インターネットの普及に伴って、その匿名性や情報発信の容	人権センター
	て、正しい知識の普及を図るとと		フレット、ポスターを掲示	易さから、人権にかかわる様々な問題が発生することが考え	
	もに、利用者の責任やモラルに関			られるので、意識啓発の推進はいそがれる。関係機関との連	
	する啓発を進めます。			携や研修会の開催等、具体的な取組みの必要がある。	
	○情報化社会における正しい判断や				
	関わり方について周知するととも				
	に、情報化社会で安全に生活でき				
	るための危険回避の方法やセキュ				
	リティの知識・技術、健康への意				
	識の向上に努めます。				

11 様々な人権課題

①アイヌの人々 ②刑を終えて出所した人 ③ホームレスに対する差別 ④性的指向を理由とする差別

⑤性同一性障害を理由とする差別 ⑥人身取引による人権侵害 ⑦東日本大震災に起因する差別

上記に係る人権課題や新たな人権課題などについても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に向けた取組について検討を行います。